

## Ⅱ 『松葉名所和歌集』所引の「玉計集」「七帖抄」について

——散佚歌集復原の試み——

神 作 光 一

一

名所和歌集の一つとして知られる『松葉名所和歌集』は、十五巻に目録一卷の計十六巻十六冊。六字堂宗恵撰。万治三年（一六六〇）の成立と考えられている。諸本としては、万治三年九月刊本（尊経閣文庫・静嘉堂などの所蔵）と寛文七年（一六六七）正月刊本（国会図書館・内閣文庫・神作光一などの所蔵）の二種が知られるが、他に刊年不明本（宮城県立図書館伊達文庫）も存在する。詳しくは、本書所収の村田秋男の「解題Ⅰ」の項をご参照いただきたいと思う。

さて、本書の内容は、廿一代集その他から名所歌を集めて、いろは別に排列したもの。やや詳しくいうと、廿一代

解題Ⅱ

集以外に、万葉集・古今六帖・新撰六帖・現存六帖・堀川百首・建保百首・藤川百首・神道百首・千五百番歌合・六百番歌合・御裳濯歌合・宮河歌合・正治歌合・勅撰名所集・新葉集・歌仙家集・散木集・後鳥羽院集・六家集・草庵集・方与集・玉計集・類聚名所集・類字名所集・後醍醐天皇千首・為尹千首・能因歌枕・大和物語・住吉物語・源氏物語・梁塵抄・八雲御抄・袖中抄・一字抄・撰集抄・懷中抄・夫木抄・七帖抄・春雨抄・題林抄・藻塩草から、名所

歌を引用しているものと考えられる。これらは、本書の目録一巻の巻頭に載せられている「松葉集引用之書目録次第不勅」によって、いま書名だけを記してみたのであるが、その中には「懐中抄」のごとく「不見三巻第一自能因歌杖二数多依書入二載之と書名の下にわざわざことわっているものもある。

ところで、右にあげられた書名のうち、本稿では、「玉計集」「七帖抄」の二つを取りあげて考えることにしたい。この二つの書名は、諸文庫の目録類にも見えず、また『国書総目録』や『和歌文学大辞典』等にも載っていない。さらに、中世の散佚私撰集について多くの秀れた業績を発表しておられる築瀬一雄氏や安井久善氏も、論及しておられない。ともかく、この「玉計集」「七帖抄」という両書が散佚歌集であるらしいことは、ほぼ確実である。

そこで、本書の目録一巻の巻頭をふたたび見ると、

七帖抄	玉計集	
	新 歌 <small>一</small> 仙	忠度 <small>二</small> 和歌
一 二 三 四 五 六 七	詠 五 鷹	堀川院和歌 <small>三</small>
	三十首	歌合 <small>四</small> <small>左定家 右家隆</small>

というように記載されている。この目録の記しかたから考えると、「玉計集」「七帖抄」の両書は私撰集のたぐいであつたらしいと思われる。しかし、この両書ともすでに散佚してしまっているらしく、その詳細は残念ながらわからない。

## 二

そこで、その両書の実態を少しでも明らかにするため、『松葉名所和歌集』十五巻の中から、「玉計集」（あるいは

「玉計」 「七帖抄」(あるいは「七帖」と集付のある歌を書き抜いてみた。その結果、以下のように「玉計集」十六首、「七帖抄」十一首を数えることができた。因みに、各歌の頭に付した算用数字は、「玉計集」および「七帖抄」に仮に私が付した通し番号である。

「玉計集」

松葉名所和歌集第一

磯麻 浦

紀伊 類字

- 1 玉計集 うさねする磯まの浦のさ夜千鳥友呼かはす声聞ゆ也 忠度

松葉名所和歌集第二

離小嶋

紀伊 八雲御抄

- 2 玉計集 小夜更て月影清み玉の浦のはなれ小嶋に千鳥鳴也 忠度

遠里小野

摂津 藻塩 住吉郡

- 3 玉計集 待えたる心ちこそせね郭公遠里小野の夜はの一声 忠度

松葉名所和歌集第四

鏡池

同(≡美濃) 類聚ニ当国或近江

- 4 玉計集 君かへん千代を鏡の池水に行末かけてすめる月かな 保季

風越嶺 山

信濃 類字

5 風越玉計の岑にたまらぬ白雪は晴行空に猶そ降ける 忠度

松葉名所和歌集第五

竹田 原 里 河原 同(〓山城) 藻塩三云紀伊郡

6 旅玉計ねする竹田の里にうつ衣一夜の程に聞そなれぬる 忠度

玉河 里 岸 同(〓摂津) 類字

7 もり出玉計る音にてそ聞卯花のしつえしからむ玉河の水 忠度

玉浦 紀伊 仙覚抄

8 小夜更玉計けて月影清み玉の浦のはなれ小嶋に千鳥鳴也 忠度

松葉名所和歌集第七

室八嶋 下野 類字

9 よそ玉計ふへき室の八嶋も遠ければ思ひの烟いかゝまかへん 後鳥羽

宇陀野 大野 同(〓大和) 藻塩云宇陀郡

10 こぬ玉計人にみせはやうたの御狩はのうす雪白き今朝の気色を 実時

野嶋 崎 道 同(〓近江) 類字

11 ね玉計覚するわが友としも思はてや野しまか崎に衛鳴也 忠度

松葉名所和歌集第九

12 籬嶋 陸奥  
卯花玉計集と波やみゆらん時鳥まかきか嶋にきつゝ鳴也  
忠度

13 真野 萱原 同(陸奥)  
へをもひかす尾花か波のかけ鞆立もとほるゝまのゝ萱原  
実時

松葉名所和歌集第十二

14 猿沢池 同(大和) 添上郡  
身玉計集を捨は哀ともみよ猿沢のいける世にこそ情なからめ  
忠度

松葉名所和歌集第十五

15 氷室山 山城 類字  
ひ玉計むろ山あたりの外やいかならん夕かけ涼し螢飛かふ  
忠度

16 引馬野 参河 勅撰名所集并 仙覚抄二当国  
千世玉計集ふへき子日の小松袖かけてひくまの野へにけふは暮しつ  
忠度

「七帖抄」

松葉名所和歌集第五

能野 山川

出雲

1 山七帖抄きはいつもこのころは霧なれやよし野の山の嶺にたな引

高雄山 寺

同(〓山城) 類字

2 と七帖抄やかへるたかをの山の玉椿霜をはふとも色はかはらし 匡房

竹河

同(〓河内) 類字 伊勢二同名アリ

3 た七帖はれをる声も更ぬる竹河の水むまやには影もとまらず

松葉名所和歌集第八

葉田

陸奥

4 葉七帖抄田の袂にむすふあやめ草玉つくり江に引はなりけり

松葉名所和歌集第十

衣関

同(〓陸奥) 類字

5 山七帖抄賤の結てかつく小々妻こそ衣の関と雨もとをさね

松葉名所和歌集第十二

佐波古御湯

陸奥 類字

6 み七帖抄かくれにふかきさはこのみくりなは月日はくれと引人はなし

由吉嶋

壹岐 八雲御抄

7 ゆ七帖抄きの嶋まきの小牛の三年にてはなさす程のたへかたの世や

松葉名所和歌集第十三

美濃小山

同（＝美濃）

8

七帖抄 みの山にしゝに生たる玉柏豊の明にあふかたのしさ

松葉名所和歌集第十五

一隔山

山城

或抄ニ云一隔山ハ山城国泉川  
辺ニアリト云々信濃ニ有同名

9

七帖抄 一重山いくへ霞のへたつとも春の紅葉はかはらざりけり

平野 神宮 杜

同（＝山城） 葛野郡

10

七帖抄 ねきかくるひらの宮のゆふたすき草のかきはもことやめてきけ

末腹野

参河 八雲御抄并薬塩当国

11

七帖抄 とにかくに御笠と申せ夏深き末の原野に日照雨降

三

まず、「玉計集」十六首について検討を加えてみたい。玉計1（「玉計集」の1番歌をこう略称する。以下「七帖抄」も同じ。）は、『統国歌大観』の「忠度集」三六〇三に「千鳥」という題で所収されており、玉計1との間に本文の異同はない。なお、玉計1に「類字」とあるのは、『類字名所和歌集』にも「礮麻」という名所があげられており、しかもそれを紀伊国として取り扱かっているという意味であろう。玉計2および玉計8は、同じ歌である。この一首もまた『統国歌大観』の「忠度集」三六〇三に「月前千鳥」という題で所収。この歌の第二句に本文の異同が見られ、『統国歌

大観』本では「月影寒み」となっている。『歌枕名寄』（古典文庫の刊本による。以下同じ）では「離小嶋」（紀伊国）の項に「万代本さよふけて月かけさむし玉の浦のはなれこしまに千鳥なく也 中務卿親王」となっており、第二句に異同があり、作者名が異なっている。続いて、玉計3も、『統国歌大観』の「忠度集」三六九に「郭公」という題で所収されている一首。本文は、第二句のところで『統国歌大観』本が「心ちこそせめ」となっていて、少異がある。

玉計4は、正・統の『国歌大観』『夫木抄』『歌枕名寄』『類字名所和歌集』『勅撰名所和歌抄出』などに見えない一首。因みに、作者名としてあげられている保季は、『勅撰作者部類』によれば、従二位、刑部卿藤原重家男で、承久三年（三三〇）出家、五十一歳。『新古今』に三首、『統古今』に一首、『玉葉集』に一首、『新統古今』に二首と計七首が勅撰集に入集している歌人であるが、家集は伝存していない。なお、『夫木抄』には保季の歌が十七首収められている。

玉計5および玉計6は、それぞれ『統国歌大観』の「忠度集」二六〇および二六四に所収。『統国歌大観』本の題は前者が「雪」後者が「旅宿擣衣」である。この二首とも、「玉計集」との間に本文の異同はない。玉計7も、『統国歌大観』の「忠度集」二五八に「卯花蔵水」という題で所収されている。両者の本文を見ると、第二句に異同が存し、『統国歌大観』本では「音にてぞしる」となっている。玉計9は、正・統の『国歌大観』『夫木抄』『歌枕名寄』『類字名所和歌集』『勅撰名所和歌抄出』などに見えない一首。なお、『統群書類従』巻四二三所収の「後鳥羽院御集」および『列聖全集』御製集第一巻所収の「後鳥羽院御集」「正治御百首」「建保御百首」「遠島御百首」「後鳥羽院御集拾遺」にも見えない一首である。

玉計10および玉計13も、正・統の『国歌大観』『夫木抄』『歌枕名寄』『類字名所和歌集』『勅撰名所和歌抄出』などに見えない一首。『勅撰作者部類』で検すると、実時という歌人は二人いる。一人は、正三位参議、皇后宮大輔藤原公蔭男で徳治三年（三三〇）没。『新後撰』に一首、『玉葉集』に二首の計三首が勅撰集に引かれている歌人であるが、家



集は伝存していない。もう一人は、従一位野宮入道前太政大臣であつて徳大寺。後野宮内大臣公清の男で、応永二年(二五〇)出家、同十一年(二四四)没、六十七歳。勅撰集には『新後拾遺』に四首引かれているだけであつて、その家集は伝存していない。『玉計集』が引いている実時というのが、この二人のうちのどちらの方に該当するのかは、いまにわかには決めがたい。因みに、実時という作者の歌は、いずれにしても『夫木抄』には一首もない。

玉計11は、『統国歌大観』の「忠度集」三六〇に「暁更千鳥」という題で所収。「玉計集」に比して第二句と第五句に本文の異同が見られ、『統国歌大観』本ではそれぞれ「我しも友と」「千鳥鳴らむ」となっている。玉計12および玉計14も、それぞれ『統国歌大観』の「忠度集」三五七および三六九に所収。『統国歌大観』本の題は前者が「海辺郭公」、後者が「寄三名所二恋」である。この二首とも、「玉計集」との間に本文の異同はない。

玉計15は、『統国歌大観』の「忠度集」三六六に「夕氷室」という題で所収されている一首。「玉計集」の本文と比べると、下句、とりわけ結句に本文の異同が存する。すなわち、『統国歌大観』本の下句は「夕風涼しみな月の空」となっているのに、玉計15の下句は「夕かけ涼し螢飛かふ」となっている。第四句の本文異同は生じ得る可能性があるとしても、第五句の本文異同はあまりにも大きい。そこで、『統国歌大観』本の前の歌三六五を見ると、

滝下螢火

七秋近くなりやしぬらむ清滝の河瀬涼しく螢とびかふ。

となつている。つまり、一首前に存する歌の結句を、玉計15は誤つて採つていているということになる。これは、「玉計集」が資料とした「忠度和歌」(目録参照)の誤りなのか、または「玉計集」自体の誤りなのか、それとも『松葉名所和歌集』が「玉計集」を引用するにあつて誤つたことなのか、よくわからない。しかし、そのいずれであるにせよ、ともかく忠度の歌が『統国歌大観』本「忠度集」に見られるような順序で二首並んでいたらしいことは、ほぼ想像できよう。

玉計16は、『統国歌大観』の「忠度集」(三三五)に「子日」という題で所収されている。玉計16に比して、『統国歌大観』本の第二句が「子日の松に。」となっている点だけが異なっている。

#### 四

次に、「七帖抄」十一首について考察してみることとする。七帖1は、『国歌大観』の『万葉集』(四元)に「瀧死出雲娘子火葬」吉野二時柿本朝臣人麻呂作歌一首」という題詞を伴って所収されている。本文は、七帖1に比して、『国歌大観』本が第一句「山際ヤマノヘ従トヨ」第四句「吉野山キシノヤマ」となっている点が異なる。なお、七帖1には作者名が記されていないが、人麻呂とあるべきかと思われる。

七帖2も、『国歌大観』の『新古今集』(七五)に、「寛治二年大嘗会の屏風に鷹の尾山をよめる 前中納言匡房」という詞書と作者名で所収されている。七帖2の本文に比して、『国歌大観』本は第二句が「たかの尾山の。」となっている点が異なる。因みに、この一首は、『歌枕名寄』『類字名所和歌集』『勅撰名所和歌抄』にも採られているが、『歌枕名寄』『類字名所』『抄出』の方では「鷹尾山 近江」の項に出ている。したがって、七帖2の名所の名「高雄」は、あるいは「鷹」であるのかも知れない。地名も「たかのを山」と読む可能性が強いように思われる。

続いて、七帖3・4・5・6・7・11の六首は、いずれも『作者分類夫木和歌抄』(風間書房刊)に所収されている歌である。まず、七帖3は、『夫木抄』(一)春部一に、「初春(踏歌の心を)」として所収されている一首で、作者は光明峯寺入道撰政道家である。『夫木抄』では、初句が「たはれをか」結句が「かけもとまらし」となっている。七帖4も、『夫木抄』(七)夏部一に「五月五日(家集夏歌)」として所収されている一首で、作者は恵慶法師。『夫木抄』では、初句が「くすりひの」結句が「ひけはなるへし」となっている。『歌枕名寄』の「玉造江」(陸奥国下)の項にもこの一首は見え、初句が「くすりひの」となっており、作者名は「恵慶法師」となっている。

七帖5は、『夫木抄』(二十八)雑部十に「小々妻(十題百首)」として出ている歌で、作者は寂蓮法師。『夫木抄』では、結句が「雨をとをさね」となっている。七帖6も、『夫木抄』(二十八)雑部十に「莎草(六帖題)」として所収されている一首で、作者は民部卿為家卿。『夫木抄』の本文は、第二句が「ふかきさはねの」結句が「ひく人もなし」となっていて、七帖6と相異なる。

七帖7は、『夫木抄』(二十七)雑部九に「牛(六帖題)」として所収されている歌で、作者は衣笠内大臣家良。『夫木抄』では、第四句が「はなさすほとも」となっている。なお、『歌枕名寄』の「壹岐嶋(西海部下)」の項に「新六」という集付で、この一首は存する。ただし『名寄』の方では、初句が「壹岐の嶋」第三句が「はなさすほとも」となっており、作者名も「衣笠内大臣」となっている。七帖11は、『夫木抄』(十九)雑部一に「雨(六帖題)」として所収されている一首で、作者は藤原光俊朝臣。七帖11と『夫木抄』との間に、本文の異同はない。なお、この一首も、『歌枕名寄』の「末原野」(未勸国上)に出てくる歌で、集付は「同(新六)」作者名は「同(光俊)」となっていて、その本文に異同はない。

以上の七帖3・4・5・6・7・11の六首には、皆作者名がないが、いずれも誤脱したのであろう。

ところで七帖8は、『統国歌大観』の『古今和歌六帖』三三六に「黒主」の名で所収されている一首。七帖8に比して、『統国歌大観』本の第二句が「茂り重なる」となっている点だけが本文の異同である。なお、『歌枕名寄』の「美濃山」(美濃国)の項には、「催馬楽」という集付でこの一首が載っており、作者名は記されていない。また、『名寄』と七帖との間に本文の異同はない。

七帖10は、『国歌大観』の『拾遺集』五三に「ひえのやしるにてよみはべりける 僧都実因」と出ている一首に該当する。七帖10が名所の名を「平野」としているのに対し、『国歌大観』本では「ひえのやしる」としていること、および歌の本文も七帖10の第二句「ひらの宮の」に対し、『国歌大観』本では「ひえの社の」となっていること、

の二点が異なる。因みに、『勅撰名所和歌抄出』にもこの一首は採られているが、『抄出』も「比叡社 同(近江)」(作者名はない)の項目の下にこの一首を掲出し、第二句がやはり「ひえの社の」となっている。なお、『歌枕名寄』でも、「社頭 大比叡 小比叡 日吉七社」(近江国比叡篇)の項にこの一首を載せ、「拾十」という集付、第二句は「ひえのやしろの」、作者名は「僧都実円」となっている。作者名の「実因」(『国歌大観』本)と「実円」(『名寄』)との問題は、今後なお考えたい。したがって、七帖10の名所の名「平野」は、なお考える余地がある。なお、七帖10に作者名がないのは、おそらく誤脱したのであろう。

さて、一首だけ残った七帖9は、正・続の『国歌大観』『夫木抄』『歌枕名寄』『類字名所和歌集』『勅撰名所和歌抄出』などに見えない一首。七帖9に作者名がないので、目下のところ、その手がかりがつかめないでいる一首であるが、さらに今後も考えて行きたい。因みに、『歌枕名寄』では「一重山」(信濃国)という項目はあるが、七帖9に該当する歌は存しない。それに『松葉名所』の方では所属が「信濃国」ではなく、「山城」となっていることも見逃せない。なお、『名寄』の「山城国」の方には「一重山(一隔山)」という項は存しない。

## 五

以上の考察を、ここでまとめておきたい。それは、次の三点に集約できるであろう。

(一)散佚歌集と考えられる「玉計集」「七帖抄」の両書につき、『松葉名所和歌集』の目録および集付を一つの手がかりとして、一応の復原を試みたこと。

(二)その結果、玉計集十六首のうち、玉計1・2・3・5・6・7・8・11・12・14・15・16の十二首は、いずれも「忠度集」に現存する歌であることが判明したこと。残り四首、すなわち、玉計4(保季)・玉計9(後鳥羽院)・玉計10(および13(ともに実時))については、目下のところ、他に所見がないので、あるいは、それぞれの作者の新資料として

追加し得る歌であるかも知れないこと。しかし、何分にも膨大な歌数を収めている名所和歌集のことであるから、集付および作者名に誤りが見られることは、しばしばである。したがって、なお慎重に取扱かうべきであろう。かくして、この玉計4・9・10・13の四首も、新出の資料として手離しで安心できる段階ではまだないというべきであろう。

(三)七帖抄十一首のうち、十首が現存していることを、明らかにしたこと。すなわち、七帖1は『万葉集』に、七帖2は『新古今集』に、七帖3・4・5・6・7・11の六首はいずれも『夫木抄』に、七帖8は『古今六帖』に、七帖10は『拾遺集』に、それぞれ所収されて現存している歌であること。しかも、七帖2に「匡房」と作者名があるだけで、他の九首は「七帖抄」でいずれも作者名を欠いているが、右の検討の結果、それぞれ九首の作者名が明らかとなったこと。ただし、「七帖抄」の残りの一首、すなわち七帖9については、目下のところ、全く手がかりがつかめず、後考に待つ以外にないこと。

#### 〈追記〉

その後、『増補歌枕秋の寢覚』（架蔵の明和八年刊本）を調べていたところ、同書巻八下に、「七帖抄」の次の一首を見出した。

山城 ひらのゝ宮ひらのゝ宮の  
神共

七帖 ねきかくる平野の宮のゆふたすき草のかきはもことやめてきけ（作者名ナン）

この一首は、すでに述べた七帖10に該当し、作者は僧都実因である。なお、この『増補歌枕秋の寢覚』には、諸国の名所の歌にゆかりのあることはや景物が添えられているが、それらの中にもたとえば、

山城 高雄 たかを山たかをの山  
とも（中略）玉椿七（下略）

同（山城）水室ひむろ山（中略）蛸軒六岩垣もみち（下略）

のごとく、七帖抄や玉計集にあたる集付が出てくる。

(因みに、『増補歌枕秋の寢覚』の巻頭には「景物集附略字」の一覧が添えられており、それによると、

計玉計  
七七帖抄

であることがわかる。)しかし、この集付だけでは、歌の復原は困難である。復原可能な歌としては、かろうじて、右に記した「ねきかくる」の一首(七帖抄)を見出したにすぎない。

なお、右の『増補歌枕秋の寢覚』以外にも、まだ名所和歌集などに、今後、七帖抄や玉計集の名を見出す可能性は十分考えられる。その折は、また、改めて報告の機を得たいと思うが、本稿では、ともかく『松葉名所和歌集』所引の「玉計集」と「七帖抄」とを、とりあえず対象として考えた次第である。

註1 この「解題Ⅱ」は、本書の底本とした寛文七年再板本(架蔵)によって稿を進めた。それは、本書所収の「解題Ⅰ」により、万治三年(一六六〇)開板本と寛文七年(一六六七)再板本との間に、本文の異同は認められないようであるとの判断に基づくためである。ただし、両板本の間には、「跋文」および「引用之書目録」の有無の異同は存する。詳しくは、「解題Ⅰ」をご参照いただきたい。

〈付記〉

本稿は、「文学論藻」第四十八号(昭四八・二月)に同題で発表した拙稿を、今回あらたに補訂して「解題Ⅱ」としたものであることを、ここにおことわりしておきたい。